

## 特別管理産業廃棄物収集運搬業許可証

住所 埼玉県三郷市早稲田二丁目13番地3

氏名 木幡興業株式会社

〔法人にあつては名称  
及び代表者の氏名〕

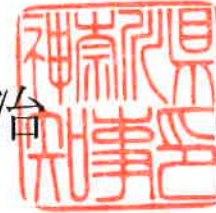
代表取締役 木幡 亨

優良

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条の4第1項の許可を受けた者であることを証する。

神奈川県知事

黒岩祐治

許可の年月日 平成 27年 8月 18日  
(初回許可年月日 平成 12年 7月 1日)  
許可の有効年月日 令和 4年 6月 30日

## 1. 事業の範囲

## (1) 事業の区分

収集運搬（積替・保管を除く。）

## (2) 特別管理産業廃棄物の種類

廃油（揮発油類、灯油類及び軽油類に限る。）、廃酸（pH2.0以下のものに限る。）、廃アルカリ（pH12.5以上のものに限る。）

特定有害産業廃棄物

金属等を含む特定有害産業廃棄物（別表のとおり。）

2. 積替え又は保管を行うすべての場所の所在地及び面積並びに当該場所ごとにそれぞれ積替え又は保管を行う特別管理産業廃棄物の種類、特別管理産業廃棄物に係る積替えのための保管上限及び積み上げることができる高さ  
なし

## 3. 許可の条件

なし

## 4. 許可の更新及び変更の状況

令和 3年 4月 21日 代表者名（変更前：木幡 毅、変更後：木幡 亨）  
平成 27年 8月 18日 更新許可

## 5. 積替え許可の有無

無

## 6. 規則第10条の12第2項の規定による許可証の提出の有無

無

## 備考

「5. 積替え許可の有無」には、政令市の許可を記載した。

別 表

金属等を含む特定有害産業廃棄物

積替保管を含まないものの別表

産廃物の種類 金属等の名称	鉱さい	ばいじん	燃え殻	廃油	汚泥	廃酸	廃アルカリ
水銀又はその化合物	—	—	—	—	—	—	—
カドミウム又はその化合物	—	—	—	—	—	—	—
鉛又はその化合物	—	—	—	—	—	—	—
有機燐化合物	—	—	—	—	—	—	—
六価クロム化合物	—	—	—	—	—	—	—
砒素又はその化合物	—	—	—	—	—	—	—
シアン化合物	—	—	—	—	—	—	—
ポリ塩化ビフェニル	—	—	—	—	—	—	—
トリクロロエチレン	—	—	—	○	—	—	—
テトラクロロエチレン	—	—	—	○	—	—	—
ジクロロメタン	—	—	—	—	—	—	—
四塩化炭素	—	—	—	—	—	—	—
1・2-ジクロロエタン	—	—	—	—	—	—	—
1・1-ジクロロエチレン	—	—	—	—	—	—	—
シス-1・2-ジクロロエチレン	—	—	—	—	—	—	—
1・1・1-トリクロロエタン	—	—	—	—	—	—	—
1・1・2-トリクロロエタン	—	—	—	—	—	—	—
1・3-ジクロロプロペン	—	—	—	—	—	—	—
チウラム	—	—	—	—	—	—	—
シマジン	—	—	—	—	—	—	—
チオベンカルブ	—	—	—	—	—	—	—
ベンゼン	—	—	—	—	—	—	—
セレン又はその化合物	—	—	—	—	—	—	—
1・4-ジオキサン	—	—	—	—	—	—	—
ダイオキシン類	—	—	—	—	—	—	—

備考：「○」は、取り扱うことのできるものを、「—」は、取り扱うことのできないものを示す。

特別管理産業廃棄物収集運搬業許可申請書

令和4年6月13日

神奈川県知事 殿



申請者

郵便番号 341-0018

住 所 埼玉県三郷市早稲田二丁目13番地3

氏 名 木幡興業株式会社

代表取締役 木幡 亨

(法人にあつては、名称及び代表者の氏名)

電話番号 048-958-1200

担当者 行政書士 河田 雅計

048-823-7788



廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条の4第1項の規定により、特別管理産業廃棄物収集運搬業の許可を受けたいので、関係書類及び図面を添えて申請します。

<p>事業の範囲(取り扱う特別管理産業廃棄物の種類及び積替え又は保管を行うかどうかを明らかにすること。)</p>	<p>詳細は別表のとおり。 積替・保管 なし</p>
<p>事務所及び事業場の所在地</p>	<p>事務所 埼玉県三郷市早稲田二丁目13番地3 電話番号 048-958-1200 事業場 埼玉県吉川市中井56-1 電話番号 048-384-5678</p>
<p>事業の用に供する施設の種類及び数量</p>	<p>キャブオーバ 12台、タンク車 12台 ケミカルドラム缶(蓋付き) 50個</p>
<p>積替え又は保管を行う場合には、積替え又は保管を行うすべての場所の所在地及び面積並びに当該場所ごとにそれぞれ積替え又は保管を行う特別管理産業廃棄物の種類、積替えのための保管上限及び積み上げることができる高さ</p>	<p>なし 更新許可申請を受理しました。 現許可の有効期間の満了後も、本更新申請に対する処分がなされるまでは、現許可は引き続きその効力を有します。 (廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条第3項、第14条第8項、第14条の4第3項又は第14条の4第8項)</p>
<p>※事 務 処 理 欄</p>	<p>神奈川県環境農政局環境部資源循環推進課 令和4年6月14日</p>